

練馬介護人材育成・研修センター

練馬区

● 活動を始めたきっかけ・目的

高齢化の進行により要介護高齢者が増加する中、介護の現場を支える質の高い人材の確保・育成を行うため、平成21年4月1日、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）が「練馬介護人材育成・研修センター（以下「研修センター」という。）」を設立しました。

● 取組内容・実績・効果

研修センターでは、練馬区内の介護サービス事業所を対象に、下記の事業を実施しています。なお、研修センターの利用には、事業所ごとに登録が必要ですが、平成23年11月現在、約75%の事業所が登録済みです。

①人材育成事業

事業所に勤務する介護職員などを対象とした研修を、年100回以上実施しています。

新人、中堅、管理者まで、職層に応じたテーマで行う「ステップ別研修」、専門職としての視点・技術の向上につながる「専門研修」など、多彩な研修を実施しています。

研修は全て無料で受講できます。

②人材確保事業

介護分野での就労を目指す人などを対象に、仕事セミナー、施設見学会、就職面接会など、事業者の人材確保につながるイベントを開催しています。

③相談支援事業

事業所に勤務する介護職員のメンタルヘルスや健康面での不安について、面接相談及び24時間対応の電話相談事業を運営しています。

＜介護技術研修の様子＞



＜認知症ケアを助ける環境づくり研修の様子＞



● 活動のポイント等

社会福祉事業団は、練馬区内で特別養護老人ホームやデイサービスを運営しています。現場を知る職員が研修を企画・立案することで、現場で必要とされている知識・技術に即した研修内容として好評を得ています。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、介護施設における災害対策についての研修を実施するなど、時宜を得た研修を企画しています。

● 今後の課題等

質の高いサービスを提供するために研修を受講することの必要性は認識されているものの、研修を勤務外としている事業所も少なからずあり、研修を勤務の一部として認識していただくための啓発が必要です。その上で、事業所の業務スケジュールに合った時期・時間帯・内容での研修を提供することが課題となっています。

《お問い合わせ先》

練馬区福祉部高齢社会対策課 03-5984-4584（直）

地域活動事例2

ケアプラン自己点検支援事業

八王子市

● 活動を始めたきっかけ・目的

ケアプラン点検事業の開始に当たり、他の保険者の実施方法について検証したところ、介護保険法の基本理念にある要介護者等の「自立した日常生活」を支援するケアプランであるか否かの点検ではなく、形式的な点検が多く見受けられました。検討の結果、八王子市では、ケアプラン点検事業を指導と監査とは異なる介護支援専門員を支援する事業とし、保険者と介護支援専門員が双方向でともに確認し合う姿勢で臨むために、介護支援専門員が自己点検を行える「八王子市ケアプラン自己点検支援マニュアル」を作成することとなりました。マニュアル作成は、地域包括支援センター主任ケアマネ部会から引き継いだ、介護支援専門員の日常業務の手引を編集する「ケアマネジャーガイドライン作成事業」の一部として位置付け、「自立支援に資するケアマネジメント」に基づくケアプラン作成を推進し、過不足のない、適正な給付を確保することを目的として実施することとなりました。

● 取組内容・実績・効果

マニュアルは、介護支援専門員がケアマネジメントにやりがいを感じ、自発的に自分のケアプランを振り返りたいと思える内容とする必要があるため、介護支援専門員の業務の実態や意見を反映し、現場視点の点検手法とすることとしました。そこで、大学教授を座長に迎え、地域包括支援センター職員及び居宅介護支援事業者団体の主任介護支援専門員からなる検討委員会を組織し、事例検討方式によって、点検に必要な項目の抽出を行いました。マニュアル発行後、市内の全介護支援専門員を対象とした研修会を開催し、平成22年度から自己点検を開始しました。平成23年10月現在、13事業所、54人のケアプランを点検しています。

〈八王子市ケアプラン自己点検支援マニュアル〉



● 活動のポイント等

毎月3から4の事業所へ自己点検結果の提出依頼を行い、提出されたケアプラン等の内容確認を行った上で、担当者が事業所へ出向き、介護支援専門員一人ずつに面談を行い、自己点検方法の再確認ときめの細かい助言を行っています。

● 今後の課題等

点検方法や自立支援に資するケアプランについての理解が不十分であるため、地域包括支援センター等と協力しつつ、ケアプラン自己点検の方法等に関する研修会と並行しながら、点検事業を推進する必要があります。

《お問い合わせ先》

八王子市健康福祉部介護保険課 042-620-7416（直）

在宅療養支援

中央区

● 活動を始めたきっかけ・目的

高齢化の進展、医療の発達等により、経管栄養などの医療行為を必要としながらも在宅で生活する要介護高齢者が増加し、その介護が家族の大きな負担ともなっています。こうした負担を軽減するとともに、医療的ケアを必要とする要介護高齢者が可能な限り安心して在宅生活を送れるよう支援していく必要が出てきました。そのため、中央区として支援策を検討・協議し、実施していくこととしました。

● 取組内容・実績・効果

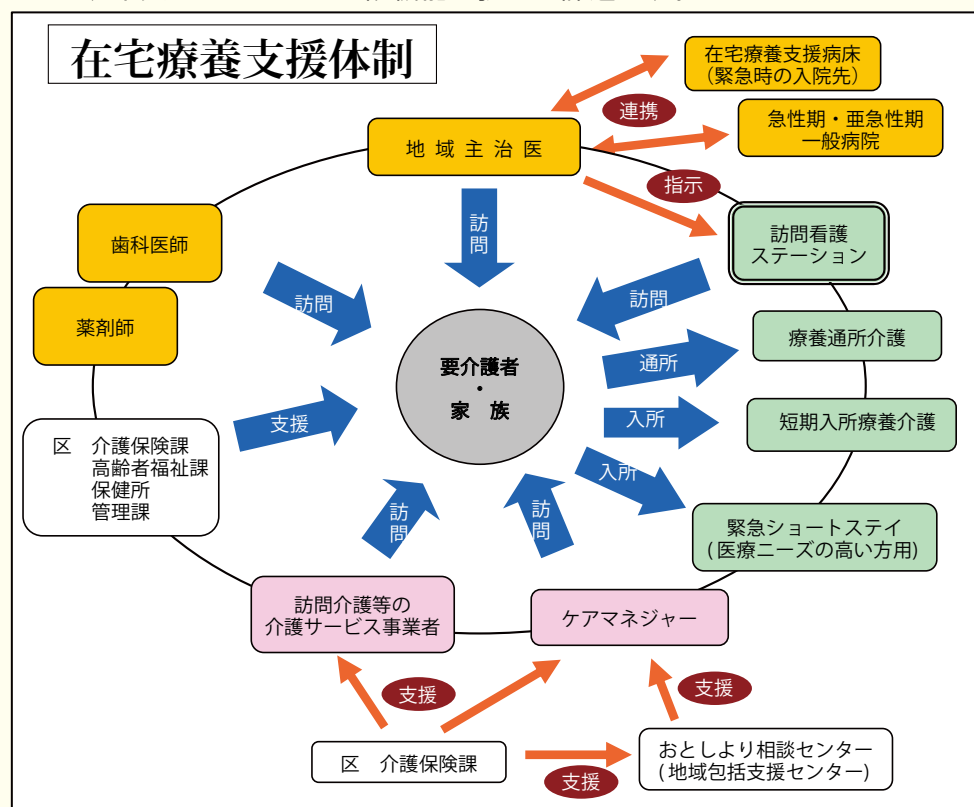
在宅療養支援のための体制づくりや関係者が情報共有や協議を行う場として、医療機関や介護事業者等からなる在宅療養支援協議会を設置しました。協議会での議論や要介護者と医療機関を対象にした実態調査を通じて、中央区における在宅療養の現状の把握と課題の抽出を行いました。その結果を踏まえ、これまでに、中央区における在宅療養のガイドラインである手引の作成と区民・関係機関への配布、後方支援病床の確保、訪問看護の利用を促進するための在宅療養支援訪問看護事業、区民・介護サービス事業者への講演会、区内看護師連絡会の設置などを実施し、24時間365日の支援体制の強化を図ってきました。今後は、関係機関の更なる連携の強化、要介護者及び家族のレスパイト策や相談機能の強化、区民への普及啓発、訪問看護ステーションの支援等について検討を行います。

● 活動のポイント等

中央区においては、これまでも医師会が中心となって、歯科医師会や薬剤師会、介護支援専門員、行政等の連携強化に取り組んできました。その取組を基に、要介護者とその家族が最期まで安心して住み慣れた自宅で暮らし続けられるまちづくりを目指して、支援の在り方について検討し、ガイドライン(在宅療養支援の手引)の作成等を行ってきました。

● 今後の課題等

①在宅での療養生活を支える要である訪問看護ステーションの機能強化や看護師間の連携、医療機関と介護サービス事業者等との連携の強化、②介護者の入院、健康上の問題等により休養が必要なときに受入れ可能な緊急医療ショートステイの確保、③区民や事業者への在宅療養に関する意識啓発を図る研修会等の開催や区民からの相談機能の強化が課題です。



《お問い合わせ先》

中央区福祉保健部介護保険課 03-3546-5641(直)